

「第359回 判例・事例研究会」

テーマ：婚姻費用分担審判の申立て後に離婚した場合における婚姻費用分担請求権の存否

最高裁令和2年1月23日決定

日 時	令和2年10月28日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

事案	<p>X（妻）はY（夫）と平成26年ころから別居状態にあり、平成29年12月に夫婦関係調整調停を申し立て、平成30年5月に婚姻費用分担調停の申立を行った。</p> <p>平成30年7月に、夫婦関係調整調停において離婚調停が成立したが、親権者の指定及び年金分割が合意されたのみで、財産分与の合意はなされなかった。</p> <p>婚姻費用分担調整は同日不成立となり審判手続に移行した。</p>
決定の要旨	<p>婚姻関係にある間に当事者が有していた離婚時までの分の婚姻費用についての実体法上の権利が当然に消滅するものと解すべき理由は何ら存在せず、家庭裁判所は、過去に遡って婚姻費用の分担額を形成決定することができるのであるから（前掲最高裁昭和40年6月30日大法廷決定参照）、夫婦の資産、収入その他一切の事情を考慮して、離婚時までの過去の婚姻費用のみの具体的な分担額を形成決定することもできると解するのが相当である。このことは、当事者が婚姻費用の清算のための給付を含めて財産分与の請求をすることができる場合であっても、異なるものではない。</p> <p>したがって、婚姻費用分担審判の申立て後に当事者が離婚したとしても、これにより婚姻費用分担請求権が消滅するものとはいえない。</p>
解説	<p>婚姻費用分担について調停又は審判が係属している最中に離婚が成立した場合、離婚成立時までの過去の婚姻費用分担請求権が当然に消滅するかどうか、申立が不適法となるか否かについて、以下のとおり、学説、裁判例が分かれていた。</p> <p>① 消滅説</p> <p>離婚後は過去の婚姻費用分担請求権は消滅する。過去の婚姻費用の精算は財産分与の中で解決すべきである。離婚後は審判等の申立は不適法となる。</p> <p>② 転化説</p> <p>離婚後は過去の婚姻費用分担請求権は財産分与請求権に転化する。係属中の婚姻費用分担の審判等の申立が、離婚後、財産分与の審判等の申立に変更されたと扱うことで適法となる。</p>

	<p>③ 存続説</p> <p>離婚後も離婚時までの婚姻費用分担請求権は存続する。離婚後も審判等の申立は当然適法となる。</p> <p>本決定は最高裁が本論点について初めて判断したもので、上記のうち③存続説を採用したものである。</p>
--	--